

再発防止策（案）に対する外部有識者意見への対応

○全体意見

有識者名		有識者からのご意見	県教育委員会の考え方
渡邊 徹	1	今回の事象は人権侵害という側面が存在することは明らかです。しかし、「子どもの人権」について適切に教育し、児童生徒が自らに認められている権利について理解することが、全ての対応の前提になると考えます。また、学校の教員自身が、指導等において人権侵害にならないような配慮ができる前提として、「子どもの人権」について適切に理解する機会を設けることが必要だと考えます。 この点、本件事案が生じた際には議論にはなっていなかったものの、令和5年4月に「こども基本法」が施行し、ようやく我が国においても国連「児童の権利に関する条約」の趣旨が法制化されるに至りました。その中では、基本理念としてのこども施策が、以下のとおり、第3条に定められています。 第3条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。 少なくとも本件事案にかかる再発防止策を検討するための前提として、1号「全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること」、3号「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。」、4号「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。」が、教育委員会及び学校において適切に理解されていれば、人権侵害ともいえるような部活動指導はなされなかったであろうと思われま す。また、当該生徒を含む当時の部員達に対しても適切な人権教育がなされていたならば、かかる部活動指導に対して速やかに声を上げる（意見表明権の行使）こと等によって、当該生徒が自死に至るまでに最善の利益が尊重される対応がなされたであろうと思われます。 県の再発防止策は、批判的にみると、やや各論に終始しているきらいがあり、（無論各論は重要ではあるものの、）総論としての基本理念において、今日の「こども真ん中社会」の中での教育施策を十分反映していないのではないかという懸念があります。 いうまでもなく、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」（同法5条）とされています。そして、昨年12月22日に発出された「こども大綱」では「体罰や不適切な指導の禁止」が指摘されています。これらを踏まえた施策を講じられていると思うものの、十分な反映が読み取れるようにされた方がよいと考えました。	資料①「体罰・不適切な指導・ハラスメント防止ハンドブック」のP1「Ⅰ 基本的な考え方」、資料⑥「教職員の体罰・不適切指導・ハラスメント等による児童生徒の自殺防止対策基本方針」の「はじめに」に、「子どもの人権」について追記してまいります。
	2	【補足】 開示された資料においては、学校における弁護士活用の一形態としての「スクールロイヤー制度」や、個別救済や提言が可能な第三者相談機関としての「オンブズパーソン制度」等の存在が窺われません。 岡山県においてもスクールロイヤー制度はあるものと思われませんが、過剰な要求に対する教員保護等の目的ではなく、「子どもの最善の利益」を実現することを視点としたスクールロイヤー制度となっているかの検証を経た上で、周知徹底を図ることが、効果的な再発防止策に繋がるものと考えます。 また、近年、各地方自治体で積極的に採用が検討されている「オンブズパーソン制度」の導入についても、再発防止策のひとつとしては極めて重要だと思われます。子どもの最善の利益を図り、今回のような悲劇を二度と起こさないようにするためにも、制度の導入、積極的活用も是非ご検討ください。	岡山型スクールロイヤー制度は、学校が対応に苦慮する事案等について法律に基づいた助言をもらう制度でありませんが、様々な機会を捉えて、「子どもの最善の利益」の視点も踏まえた対応となるよう周知してまいります。また、「オンブズパーソン制度」については、今後の検討課題といたします。

再発防止策（案）に対する外部有識者意見への対応

資料①「体罰・不適切な指導・ハラスメント防止ハンドブック～信頼される学校づくりのために～」

有識者名		有識者からのご意見	県教育委員会の考え方
住友 剛	1	（１）このハンドブックは、現行の「岡山県教員等育成指標・研修計画」のどこに位置付けて、どのように研修で活用する予定なのでしょう？ ハンドブックの内容はそれなりに充実していると思うのですが、その活用方法がよくわかりません。採用前・新任者・中堅・ベテラン・管理職と、特に教員の各層に応じて、このハンドブックを読む機会を設ける必要があるように思うのですが…。	教員等のキャリアステージごとに求める資質能力と研修計画のうち、「生徒指導」と「喫緊の課題」で取り扱う内容であると考えており、関連する研修においてハンドブック等を用いて周知徹底を図ってまいります。
住友 剛	2	（２）もしも仮に今後「岡山県教員等育成指標・研修計画」にこのハンドブックの内容に関する研修を盛り込むのであれば、今後、育成指標・研修計画を修正するための会議体の開催が必要になります。また、それにあわせて、最低でも岡山県内の教職課程を置く大学等との協議も必要になります。私が教職課程担当教員だからそう思うのかもかもしれませんが、教員養成段階から体罰・不適切指導やハラスメント防止に関する啓発活動が必要です。	教員等のキャリアステージごとに求める資質能力と研修計画のうち、「生徒指導」と「喫緊の課題」で取り扱う内容であると考えております。また、ご提案の教員養成段階からの啓発活動については、県内教員養成系大学と県教委との連携会議等の場において協議してまいります。
住友 剛	3	（３）（１）（２）とあわせて、強いてこのハンドブックの内容に何か指摘をするなら、「体罰・不適切指導やハラスメント防止の重要性はわかった。でも、今後具体的に自分たち教員はどのように子どもたちとの関係を築き、指導を行えばいいのか？」という、具体的な教育実践への示唆や「こういう方法は適切だ」という事例集などの提示がほしいところです。	ハンドブックには具体的な事例の提示までは行いませんが、正しいコーチングの実現を目指すため、「Ⅰ 基本的な考え方」の最後（Ｐ１２）にグッドコーチに向けた「７つの提言」を記載してまいります。また、各種研修においては意見交換等により得られた好事例の収集や事例発表の場を設けるなど普及にも努めてまいります。
住友 剛	4	（４）おそらく一部の現場教職員にしてみると、「ハラスメントや体罰・不適切指導はダメだけど、子どもに対して一定の規制をかけたり、厳しく指摘しないといけない行為、考え方もある。そんなとき、どうすればいいのか？」という疑問やもやもやした思いが、このハンドブックの内容から生じると思います。そういう教員層に「こうすれば大丈夫」「比較的こちらは安全」と、別の対応の筋道を示すことも大事です。このような点からも、岡山県内の教職課程を置く大学等と協力して、「体罰・不適切指導やハラスメントを防ぎつつ、なおかつ子どもたちと教職員が適切に関係をつくっていく指導方法の研究」をすすめてほしいところです。	ご提案の県内の教職課程を置く大学等との協力については、県内教員養成系大学と県教委との連携会議等の場において協議してまいります。
田中 究	1	・教職員が児童生徒の指導において、体罰・不適切指導・ハラスメントを行ってしまったのではないかと悩んだり、行ってしまいそうであるなど追い込まれた状態において、どこに誰に相談するのか、校内、校外なども含めて記述しておくことが必要ではないか。最後に掲載されている相談窓口は児童生徒およびその家族に対する窓口のように推測するがどうか。教員が児童生徒を教育指導する際の相談窓口やメンタル不調の相談窓口について記す必要はないか？	教員等にはキャリアステージに応じた様々な研修の中で、参加者同士が気軽に相談したり学び合う機会を作っております。また、教職員のメンタル不調の相談窓口については、毎年、教職員のための様々な相談窓口を示したリーフレット「教職員のためのこころ・からだの相談窓口ハンドブック」を配布し周知しております。
土屋 裕睦	1	１．まずハンドブックについては、事例を示すことにより、ハラスメントの具体的な理解が進むと思われますので、ハンドブックに事例を盛り込んでいることは評価できます。その際、もし遺族の同意が得られるなら、「今回の事例から学ぶ」という点で、できるだけ今回の事案に対する教師側、学校側の問題点に沿った内容を「事例」として示すのが良いのではないのでしょうか。例えば指導者の「存在価値がない」というような言葉がいかに生徒を傷つけ、失意に陥れるかなどを、今回の事例から学ぶ必要があると思います。具体案としてはP15の「事例３ 高等学校」を今回の野球部員の事例に差し替えるか、プライバシーに配慮しつつ問題点の本質をゆがめない範囲で、加筆・修正して提示してはいかがでしょうか。	ご遺族からも本事案を事例として加えるようご意見をいただいていることから、御提案のとおりハラスメントの事例として本事案の事例へ差し替えるとともに、追加で「体罰」、「不適切な指導」に当たる事例として本事案の事例を記載するよう再発防止策を修正してまいります。
土屋 裕睦	2	２．またこのハンドブックの内容については、絵に描いた餅にならぬよう、教職員がしっかり活用し、その内容について十分理解できているかどうかの確認を教育委員会が行う必要があると思います。例えば、内容についてはこの後検討される教育動画と連動させ、理解度をレポートやアンケート等を用いて確認するなどの工夫が必要と思われます。	ハンドブックの内容を映像化し、資料②「教職員による体罰・不適切な指導・ハラスメント防止に係る教育動画」を作成することとしておりますが、教職員が当動画を視聴後、必ずハンドブックＰ４８以降のチェックシートを活用する等により、内容についての理解度を確認してまいります。
土屋 裕睦	3	３．関係資料（P46）に「NO！スポハラ」に関する情報（ https://www.japan-sports.or.jp/spohara/ ）を入れていただければと希望します。これは暴力根絶宣言以降10年が経過し、有形力の行使にあたる、叩いたり蹴ったりと言ったいわゆる「体罰」は減ったものの、暴言やハラスメントに対する相談や通報が増えている現状を鑑み、スポーツ関係団体が協働して始めた活動です。2023年に始まった新しい活動ですが、中体連・高体連も主催団体になっていることから、運動部活動に携わる教職員、担当者は必ず知っていなければいけないことなので、関係資料に「NO！スポハラ」に関する情報を含めていただければと思います。一番の違いは、体罰やハラスメントなどの不適切な指導をしなければ良い、という消極的な考え方ではなく、特に子ども基本法に代表される人権へ配慮やスポーツ基本法にあるスポーツ権など、最近の社会情勢の変化を見据え、誰もが安全・安心にスポーツに関われるように積極的に関わるのが大切だとされている点にあります。このグッドコーチのあり方や生徒の主体性尊重、学び続けることの大切さなどは、文化部の指導や生徒指導、教科指導においても役立つことがあると思われますので、参照すべき関係資料に加えていただきたいと思います。	Ｐ２２部活動における事例５の最後に、「NO！スポハラ」に関するＱＲコードとホームページアドレス（URL）を記載するよう再発防止策を修正してまいります。

再発防止策（案）に対する外部有識者意見への対応

資料①「体罰・不適切な指導・ハラスメント防止ハンドブック～信頼される学校づくりのために～」

有識者名		有識者からのご意見	県教育委員会の考え方
渡邊 徹	1	体罰に加え、「不適切な指導」「ハラスメント」を同様に防止するためのハンドブックなのであれば、（ご遺族からの意見にもあるように）総論（基本的考え方）で「児童生徒の権利」についての十分な記載が必要です。	ご意見を踏まえ、P 1「基本的な考え方」の冒頭に「児童生徒の権利を侵害することになります」として、「「こども基本法」では、「こども」は心身の発達の過程にある者とされ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約を踏まえ、全ての子どもについて、「個人として尊重され、その基本的人権が保障されること」、「自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会が確保されること」、「最善の利益が優先して考慮されること」等が示されており、生徒指導提要（R4.12改訂）にも同様の趣旨が示されています。 体罰・不適切な指導・ハラスメントは、こうした児童生徒の権利を侵害することになり、絶対に許されません。」と記載するよう再発防止策を修正してまいります。
渡邊 徹	2	また、「基本的な考え方」にこれらの行為が「権利（人権）侵害」になることを明記する必要があります。法律に記載されているから、児童生徒が深く傷つくから、信頼関係を崩すから、等という表層的な理由のみではなく、条約や法律で明確に保障されている「児童生徒の人権」を侵害することになる旨が明記されなければなりません。	ご意見を踏まえ、P 1「基本的な考え方」の冒頭に「児童生徒の権利を侵害することになります」として、「「こども基本法」では、「こども」は心身の発達の過程にある者とされ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約を踏まえ、全ての子どもについて、「個人として尊重され、その基本的人権が保障されること」、「自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会が確保されること」、「最善の利益が優先して考慮されること」等が示されており、生徒指導提要（R4.12改訂）にも同様の趣旨が示されています。 体罰・不適切な指導・ハラスメントは、こうした児童生徒の権利を侵害することになり、絶対に許されません。」と記載するよう再発防止策を修正してまいります。
渡邊 徹	3	これらに関連して、このハンドブックの中に、児童生徒に対する「人権学習」、そのための教員への人権学習のための知識の習得の必要性が、どこかに記載された方がよいと考えます（7頁の「動画教育」や16頁の事例で人権教育について触れられていますが、不十分だと思います。）。	ご意見を踏まえ、P 8「＜対処法＞◎教職員の意識改革に努め、指導力を高める」1つ目の■に「全ての児童生徒が個人として尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること等を、」、また、最後の■に「また、児童生徒にも、個人として尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること等を理解できるよう、人権教育の充実を図ることが必要です。」と記載するよう再発防止策を修正してまいります。
渡邊 徹	4	（2頁）「体罰」の定義については、最高裁や条約の立場ではなく、あくまで文科省平成25年3月13日付「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」を参考にした立場に立っているものと解されます。その場合、一律的画一的な判断基準があるわけではなく、総合考慮によって「体罰」該当性が判断されることが読み手に理解されるように記載した方がよいと思われます（この点は大変難しいので強くこだわるものではないですが）。	P 3「体罰かどうかを判断する基準」において、「体罰に該当するかどうかは総合的に考え、個々の事案ごとに判断」することを記載しており、令和4年12月に国が公表した生徒指導提要（改訂版）に基づいた記載としております。
渡邊 徹	5	「不適切な指導・ハラスメント」と並列に記載されていますが、その定義を見ると、「不適切な指導」とは「暴言やハラスメントといった不適切な言動を含む」（3頁）とされています。だとすれば、「ハラスメントではないが不適切な指導」も今回対象に含んでいると解されます。無論、適切ではない指導全般を禁止することには賛同しますが、「不適切な指導」とは、「体罰」「ハラスメント」のような不適切（≒違法）な指導に限るのではなく、適切ではない指導全てを含むものと解されます（なお、文科省は令和3年頃から「体罰」と「ハラスメント」を同列に扱っているようですので、その影響だと思いますが）。ところが、3頁以降の例示は明らかに違法（≒ハラスメントという著しく不適切）な指導のみが挙げられているように思われます。この点、禁止の対象を明確に区別しないと、過度に委縮して適切かつ必要な指導すらしない教員が生じないとも限りませんし、違法とまでいえない不適切な指導は許容されると誤解しないとも限りません。再発防止の目的・趣旨から、ガイドブックの記述をこのままにするとしても、別途、指導の基準に関して対応を要するように思います。	体罰等に該当するかどうかは「総合的に考え、個々の事案ごとに判断」することとしており、本ハンドブックには、理解を深めるための例示として著しく不適切な事例を挙げておりますが、研修において具体的事例を用いることで、教職員が過度に萎縮しないように、また、適切な指導の拡大解釈が生じないよう努めてまいります。
渡邊 徹	6	（6頁）セクシュアル・ハラスメントの原因として「②教職員と児童生徒の関係性の理解不足」が挙げられていますが、それだけではなく、今日では、「性別役割分担意識に基づく言動」もセクハラ、あるいはジェンダー・ハラスメントとして問題視されていますので、この点の記載もあった方がよいと考えます。	ご意見を踏まえ、P 7「② 教職員と児童生徒の関係性の理解不足」の最後に「また、セクシュアル・ハラスメントの発生の原因や背景には、性別役割分担意識に基づく言動もあると考えられ、こうした言動をなくしていくことが必要です。」と記載し、「性別役割分担意識に基づく言動」にも言及するよう再発防止策を修正してまいります。
渡邊 徹	7	（6頁）パワーハラスメントの原因として「③立場の優位性の理解不足」が挙げられていますが、しばしば「感情に任せた言動」が問題となります。したがって、この点を原因のひとつとして指摘するとともに、（ご遺族からの意見にもあるように）アンガーマネジメントが対策として有効である点も記載があった方がよいと考えます。	ご意見を踏まえ、「感情にまかせた言動」に関する記載をP 7「③ 立場の優位性の理解不足」に「また、教職員が自身の冷静さを保つことができず、怒りに任せた言動を行うことも体罰・不適切な指導・ハラスメントに繋がります。」とし、「アンガーマネジメント」に関する記載を、P 8「＜対処法＞◎教職員の意識改革に努め、指導力を高める」4つ目の■に「教職員が、自分の中に生じた怒りをコントロールする方法を身につけるとともに、呼吸法や動作法などリラックスする方法を学ぶことも大切です。」と記載するよう再発防止策を修正してまいります。
渡邊 徹	8	「Ⅱ 事例集」においても、全般的に、指導が人権侵害に該当している場合にもその点についての記述がなく、人権感覚が弱いと感じる記述になっています。	ご意見を踏まえ、P 13「Ⅱ 事例集」の標題の下に、「ここに示す事例は、「4 体罰に当たらない事例」を除いて、教員の指導や言動が人権侵害に該当します。全ての児童生徒が、個人として尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること等を全教職員が共通理解することが大切です。」と記載し、事例に挙げている指導が人権侵害に該当することが明確になるよう再発防止策を修正してまいります。
渡邊 徹	9	（45頁）相談窓口について、「児童生徒・保護者への周知を必ずお願いします。」とありますが、記載が不十分な印象です。秘密が守られること、相談による不利益は一切ないこと、等も繰り返し周知しないと実効的な相談窓口にはならないと考えます。	ご意見を踏まえ、P 50「体罰・不適切な指導・ハラスメントに関する相談窓口」において、最後の部分に以下の記載を追記するよう再発防止策を修正してまいります。 「※相談内容の秘密は守られます。相談による不利益は一切ありません。」
渡邊 徹	10	このハンドブックの有効性、実効性を高めるため、どのように学校へ周知していくのか、継続的な監視方法（例えば43頁以降のチェックシートの活用の義務化等）も防止策の内容に盛り込まれる必要があると考えます。	ハンドブックの内容を映像化し、資料②「教職員による体罰・不適切な指導・ハラスメント防止に係る教育動画」を作成することとしておりますが、教職員が当動画を視聴後、必ずハンドブックP 48以降のチェックシートを活用する等により、継続的に本ハンドブックの有効性・実行性を担保してまいります。

再発防止策（案）に対する外部有識者意見への対応

資料②「教職員による体罰・不適切な指導・ハラスメント防止に係る教育動画視聴」

有識者名		有識者からのご意見	県教育委員会の考え方
住友 剛	1	（１）この動画は生徒・保護者向けのものですが、どうかたちでこの動画を見せるのでしょうか？ たとえばPTAの会合などにあまり保護者が集まらない現状のなかで、はたして保護者にこの動画を見るように求めていくことがどこまでできるのでしょうか？	保護者に対する動画視聴の働きかけに関しては、例えば、入学説明会や授業参観、PTA総会やPTAが主催する研修会、部活動の保護者会などの保護者が集まる場で動画を流したり、学校で設定した人権に関する週間等で生徒への教育と併せて、保護者連絡システムを活用して周知したりするなど、あらゆる機会を捉えて周知し、動画の視聴を働きかけてまいります。
住友 剛	2	（２）生徒に対する周知も同じです。そもそも岡山県内の公立高校だけに限定しても、いま「自殺予防教育」や「人権教育」自体に力を注いでいる学校がどの程度あるのでしょうか？ たとえば、高校でのキャリア教育の一環として大学進学のための各種授業の実施状況に比べると、私の印象では特に「自殺予防教育」に力を注ぐ学校ははるかに少ないように思います。今後この動画を「自殺予防教育」や「人権教育」に関する授業内で視聴するとのことですが、それを本気でやるなら、各校のカリキュラム改革にも取り組む必要があります。少なくとも、各校でのカリキュラムや年間行事計画の作成段階で、必ず「自殺予防教育」の内容などを何度か含むように求めるなど、岡山県教委から公立高校各校への働きかけを行う必要があります。	現在、全ての県立学校において人権教育の年間指導計画を策定しており、令和５年度は県立学校全校で、自殺予防教育を実施しております。引き続き、次年度以降も研修等を通じて、各校における人権教育の年間指導計画等に位置付けられるよう徹底してまいります。
住友 剛	3	（３）（２）に併せて申しますと…。たとえば岡山県教委の生徒指導・教育相談に関する施策あるいは人権教育に関する施策のなかで、①そもそも「自殺予防教育」の位置づけ自体を見直して、当面数年間力を入れるべき「重点項目」にすること。また、②そのために外部有識者の力を借りて、徹底して数年間、県教委から公立高校への働きかけを行っていくこと。この２点も必要と思います。	現在、県教委の指導主事が５年間で全県立学校を訪問し校内研修を行っており、令和５年度からの５年間は、自殺予防をテーマとしております。また、各学校の自殺予防教育に係る計画等を確認し、外部講師の招聘に必要な経費等を措置しているところです。再発防止策の策定後は同内容も踏まえた校内研修が実施されるよう指導するとともに、再発防止策実施後の検証において、外部有識者からの評価も踏まえた働きかけを行ってまいります。
田中 究	1	当該教育動画を拝視聴していないので、コメントのつけようもない。いえることは、運転免許更新の際に安全運転のための動画や、交通事故の動画を見せるようなもの、すなわち単純に動画を視聴するものに留まる受動的なものでは意味はない。そうした動画はその時間を黙ってやり過ごすことになりかねない。真に意味あるものとするためには、その内容について自分はどのように考えるのか、自分ならどう行動するのかといった能動性を引き出す仕組みが必要である。加えて、自らの職場で自分がその行動を起こすことが可能であるかどうか、可能でないとすればどのようにすればその行動が行いうるのか、職場環境や自らの行動規範について思考することが求められる。こうした、思考はその事例について、自らが思考したことについて、集団の中で相互に検討し、一定のコンセンサスをもった捉え方、対応方法がそこでまとめていくことが求められる。それが、真の学びであり、体罰、不適切指導、ハラスメント防止のための行動を定着させることにつながると考えられる。この目的のためには、必ずしも動画が提供される必要はない。架空の事例についての検討を、相互に行うことでも十分に可能であるし、むしろ動画に引き摺られるよりも、適切な架空事例提示が文章でなされる方が、深く思考することが可能であると思う。	教育動画の視聴は、生徒や保護者が体罰・不適切な指導・ハラスメントに気づき、援助希求行動をとることができるようにするために行うものであります。現状の人権教育においてもご提案のような事例を用いたケーススタディを行っているところであり、教育動画の視聴においては、自分のこととして考え、実際の行動につながるよう工夫してまいります。
土屋 裕睦	1	１．教育動画を生徒や保護者に視聴してもらい、ハラスメントの基本的な考え方や援助希求行動のとり方について理解していただくのはとても良い機会だと思います。その効果を高めるためにも、理解度を確認するチェック項目をクイズ形式で入れるなどして、視聴して知識を得るのみならず、視聴によって得られた情報が実際の行動に結びつくような設えが必要だと思います。最近では、動画教材の中で、視聴者に対応を選択させ、それぞれについて解説を行うような教材も増えているので、そういった動画にするか、それが難しい場合は要点やキーポイントをまとめられるようなワークブックなどと併用して学べるようにすると良いと思います。ただ視聴するだけでなく、視聴しながら体験につながるような工夫があると良いと思います。あわせて、どのような機会に視聴するのかについての指針も、学校に対して教育委員会がしっかりとお伝えし、それがちゃんとなされているかについても確認しておく必要があると思います。	現状の人権教育においてもご提案のような事例を用いたケーススタディを行っているところであり、教育動画の視聴においては、自分のこととして考え、実際の行動につながるよう工夫してまいります。動画視聴後はアンケート等を実施することで理解度の確認を行ってまいります。また、視聴する機会については、再発防止策の実施に当たり、まずは県内全県立学校等を対象に説明会等を開催し、趣旨等について直接徹底する場を設けることとしており、次年度以降も管理職や担当者への研修、自殺予防教育や生徒指導に関する研修等の場において、周知してまいります。
土屋 裕睦	2	２．生徒を取り巻く様々な他者、例えば教師、保護者、クラスメイト、地域の人などをアントラージュと呼びますが、こういったネットワークが子どもたちの心身の発育発達に重要な役割を持つことが指摘されています。教職員による不適切な行動などによって悩みを抱える生徒がいた場合、安心してSOSを出せるような啓発内容であることが重要だと思われます。またそれだけでなく、そういった生徒を助けようとするアントラージュも、具体的な援助行動につながるような内容を含めた啓発動画にすることが大切だと思います。SOSを出すことは子どもの権利であり、それを助けるのはアントラージュの役割であることを、この教育動画を通じてしっかり伝えてほしいと思います。	教育動画の視聴においては、自分のこととして考え、実際の行動につながるよう工夫することとしており、悩みを抱えた生徒を助ける周囲の関係者も生徒の悩みに気づき、様々な相談先があることを伝えることができるなど、子どもが安心してSOSを発信できる動画にしていまいります。
土屋 裕睦	3	３．この教育動画の内容については、上記のハンドブックと内容を整合させ、生徒・保護者のみならず、教職員がしっかり視聴して、生徒目線でこの問題への理解を深めることが重要だと思われます。生徒や保護者さんのみならず、教職員に対しても、視聴後の理解度チェック、アンケートなども有効と思います。あるいはこの動画教材ならびにハンドブックをもとに、教職員間で事例検討会（ケースカンファレンス）を行うことも有効と思います。視聴する時間の確保などを図り、ハンドブックと同様に、絵に描いた餅にしないことが何より重要です。	教職員に対する動画の視聴に関しては、コンプライアンス研修等の校内研修や部活動指導者研修等の県が主催する研修などを想定しております。また、視聴後には必ず資料①「体罰・不適切な指導・ハラスメント防止ハンドブック」P４８以降のチェックシートを活用し、理解度の確認を行ってまいります。
渡邊 徹	1	資料①と同様の事柄になりますが、２①導入において、子どもの人権が保障されている点を明確に伝えることが基本的考え方の中心になるべきだと考えます。	資料①「体罰・不適切な指導・ハラスメント防止ハンドブック」の内容を映像化し、教育動画を作成することとしており、子どもの人権保障についても動画の中で言及してまいります。
渡邊 徹	2	この動画について「毎年、生徒及び保護者が視聴する機会を設ける」ことが再発防止策に定められていますが、具体的にどのような周知等がなされるのかも検討されておくべきだと考えます。単にリンクを示すだけ等だと実効性に疑問が生じますので。	再発防止策の実施に当たり、まずは県内全県立学校等を対象に、説明会等を開催し、趣旨等について直接周知徹底する場を設けることとしており、次年度以降も管理職や担当者への研修、自殺予防教育や生徒指導に関する研修等の場において、周知してまいります。視聴する場面について、生徒は学級活動や人権教育に関する授業の中で視聴し、取り扱った事例について話し合うことなどを考えております。また、保護者への動画視聴の働きかけに関しては、例えば、入学説明会や授業参観、PTA総会やPTAが主催する研修会、部活動の保護者会などの保護者が集まる場で動画を流したり、学校で設定した人権に関する週間等で生徒への教育と併せて、保護者連絡システムを活用して周知したりするなど、あらゆる機会を捉えて周知し、動画の視聴を働きかけてまいります。

再発防止策（案）に対する外部有識者意見への対応

資料③「岡山県教育委員会懲戒処分の指針」

有識者名		有識者からのご意見	県教育委員会の考え方
住友 剛	1	（１）このような指針づくりが「体罰・不適切指導やハラスメントに対する教職員の懲戒処分基準の明確化」という意味をもつこと、そのことによる抑止効果を狙っていることなどは一定理解しますが…。でも、個人的な印象としては「懲戒処分の指針を明確化することの前に、ほかにやるべきことがあるのではないか？」というのが、率直な印象です。	今回の事案に関する再発防止策として、懲戒処分の指針を改訂することとしていますが、平成28年度から各学校で実施しているコンプライアンス研修等で体罰やハラスメント等をテーマとして扱うなど、体罰やハラスメント等を発生させない取組も行っているところであり、今後もこうした取組を継続してまいります。
住友 剛	2	（２）願わくば「もっとこういう指導方法で生徒たちとのかかわりをつくっていけば、生徒も教職員もいい感じで学校で過ごせる」という、ポジティブなメッセージ発信を続けたり、あるいは「日々のなにげない教職員と生徒のかかわりを見つめ直して、教職員の子ども理解を問い直していく」タイプの研修を充実させていく方向で、今後の施策をすすめていただきたいです。	県の事業である「思春期サポート事業」や各学校で開催される「いじめ対策委員会」の講師を活用し、児童生徒理解や児童生徒との対人関係に関する教職員研修を推進することで、指導法等の改善を図ってまいります。
住友 剛	3	（３）教職員による体罰・不適切な指導やハラスメントを苦にして生徒が学校に行けなくなったり、命を絶ったりするという悲しい事案への対応策が、今度は教職員に対する「罰による威嚇」という手法になってしまうというのは、あまりにも残念なことのように思います。少なくとも、私の感性からすると、そのような印象を受けます。	ご意見にあります「罰による威嚇」にならないよう、本指針の改訂時には各校において「懲戒処分の指針」の研修を依頼する際、所属長へ改訂の目的等を周知してまいります。
田中 究	1	・特に大きな意見はない。懲戒処分の指針に体罰及びパワーハラスメントが追記されたものと理解した。	－
土屋 裕睦	1	１．教育の場、とりわけ部活動における体罰やハラスメントなどの不適切な行動が軽視・容認される傾向がある中、不適切な内容の具体例を明記し、その懲戒処分の指針を明示することは、抑止という点で重要であると思います。本件の反省を踏まえて、県教委独自の考えも盛り込まれているように思いましたが、その点では、懲戒処分案の中に、国家賠償法との関係について触れておく必要はありませんでしょうか。国家賠償法では「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる」（第一条）と書かれています。しかし現在では、ハラスメントにより生徒が自死するような事案では、例え授業や部活動などの勤務中であっても教員個人に対して賠償責任を求める動きがあります。大阪の桜宮高校の事案では市教委が遺族からの損害賠償請求を認め、その半額を教員に支払うよう求めています。これらの動きを見ると、懲戒と合わせて、悪質な場合は個人に対しても損害賠償が求められることに触れておくと、より一層の抑止力になるのではないかと思います。	法規範の枠の中で行政目的を実現するために「懲戒処分の指針」を定めているところであり、本指針には記載しませんが、岡山県教育委員会「教職員の不祥事防止に向けた新たな研修プログラム」の研修資料の中で触れており、各学校で実施するコンプライアンス研修で扱ってまいります。
土屋 裕睦	2	２．とは言え、懲戒処分の指針変更により、教職員が職務に当たる際に委縮したり不安になったりしないような対策も必要かもしれません。罰をもって行動変容を迫るのは本来教育の場にはふさわしくありません。これは教職員の成長においても同様だと考えられます。したがって、これらの懲戒処分案の指針を周知する際には、教師としての資質向上のための方策（例：研修等による学びの機会）が準備されていることもあわせてお伝えすることが肝要と思われます。教職員の過重労働の問題を背景に働き方改革が叫ばれる中、懲戒処分の指針変更が教職員を委縮させたり、余分なストレスを与えるものにならぬよう、むしろ学びの材料になることが重要と思います。	現在、各学校では毎月計画されたコンプライアンス研修を実施しておりますが、教職員の資質向上のための更なる方策として、本指針を改訂し、各学校の所属長へ改訂の目的等を周知する研修を依頼する際に、併せて岡山県教員等育成指標及び研修計画等を提示し、個人のキャリアステージに応じた研修等を紹介してまいります。
土屋 裕睦	3	３．今回示している懲戒処分の指針が、関連法規に照らして適切・有効であることの確認もあわせてお願いできればと思います。	本指針については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条及び職員の懲戒に関する条例（昭和26年岡山県条例第60号）の規定に基づいて、代表的な非違行為の事例を選び、それぞれにおける懲戒処分の種類と標準的な処分量を岡山県教育委員会が掲げたものであり、適切・有効なものであると考えております。
渡邊 徹	1	「第１ 基本事項」について、人事院の国家公務員の「懲戒処分」では、量定の加重要素や減輕要素についても具体例が挙げられています。県教委の指針では特に具体例が定められていませんが、有効性の観点からあった方がよいように思われます。	ご意見を踏まえ、人事院における懲戒処分の指針に記載の具体例を採用し、岡山県教育委員会懲戒処分の指針を修正してまいります。
渡邊 徹	2	「２ 性犯罪・性暴力等」で、(2)イ 児童生徒等以外の者に対するセクハラについては、「その者を不快にさせていることを認識した上で」ないと懲戒処分の対象にならないとされています。人事院の定める「相手の意に反することを認識した上で」よりも要件を絞っているように思われますが、その理由は为什么呢。妥当性にやや疑義があります。	ご意見を踏まえ、人事院における懲戒処分の指針を細査し、岡山県教育委員会懲戒処分の指針を修正してまいります。
渡邊 徹	3	「３ ハラスメント」につき、形式的な点で恐縮ですが、パワー・ハラスメントの定義はカッコ書きで記載されていますが、直前のセクシュアル・ハラスメントの定義は「注」で定められています。統一した方が見栄えはよいと思われます。	ご意見を踏まえ、「注」で記載するよう岡山県教育委員会懲戒処分の指針を修正してまいります。
渡邊 徹	4	「パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した」場合が、人事院の指針と異なり懲戒処分の対象とされていません。	ご意見を踏まえ、人事院における懲戒処分の指針を細査し、岡山県教育委員会懲戒処分の指針を修正してまいります。
渡邊 徹	5	「第３ ４ 体罰」によると、単なる体罰（傷害等が生じない一時的なもの）は、懲戒対象となっておりません。この点、パワハラと平仄を合わせているように思われます。もっとも、全て懲戒対象になるとは考えませんが、突発的な体罰でも、また傷害を負っていない体罰でも、懲戒処分の対象となりうるものもあると考えます。	ご意見を踏まえ、「４ 体罰等」を「４ 体罰・不適切な指導関係」とし、新たに「（４）不適切な指導」を項目として追加するよう、岡山県教育委員会懲戒処分の指針を修正してまいります。

再発防止策（案）に対する外部有識者意見への対応

資料④「懲戒処分又は行政措置を受けた教職員に対する継続的指導に関する実施要綱」

有識者名		有識者からのご意見	県教育委員会の考え方
住友 剛	1	（１）こちらは県教委及び所属長が「継続的指導を行う」ということだけが決まっていて、実際の対応は「その事案ごとに考える」ことが原則のようですね。懲戒処分を受けた教職員の事案としてさまざまなケースを想定せざるをえないので、この実施要綱が「今の書き方しかできない」という事情は、一定理解します。	－
住友 剛	2	（２）ただ、実施要綱がこのような書き方ができないとしたら…。やはり「懲戒処分を受けた教職員のその後の勤務状況が、継続的な指導のなかで改善された」という事例を多々集めて、「このような対応が望ましい」というモデルを示さないと、おそらく各所属長も「何をすればよいのか？」と迷うことになります。今後はそのような事例検討の蓄積及び事例をふまえた対応に関する管理職研修を、県教委の担当部署レベルで行っていく必要があります。	非違行為により指導内容はケースバイケースで異なり、ご指摘の内容に関する対応は個別にプログラムするものと想定していることから、事例検討の蓄積や事例を踏まえた研修の実施までは考えておりませんが、懲戒処分等を受けた教職員の非違行為、反省状況から学校長と県教委がコミュニケーションを十分取りながら対応してまいります。
住友 剛	3	（３）と同時に、たとえば生徒指導の領域でのいわゆる「指導死」の事例のように、なにか問題となる行為におよんだ生徒への教職員の過剰な叱責等が、子どもの自死につながるケースもあります。この再発防止策実施に至った事案も、そのような事例のひとつであると考えます。そして、同様のケースは、この懲戒処分を受けた教職員への「継続的指導」の場面でも起こりえます。管理職などから教職員への不適切な指導やハラスメント防止についても、この「継続的指導」にあたっては十分、留意していただきたいところです。	継続的指導を実施する際は、所属長との面談や電話でのやりとりによって状況を確認するとともに改善に向けて指導することを想定しており、その対応において、管理職などから指導対象となる教職員への不適切な指導やハラスメントが起こらないよう注意喚起を行ってまいります。 また、ご意見を踏まえ、指導対象者が作成する報告書は月１回と修正とし、指導期間はそれぞれ定める期間の範囲内で実施してまいります。
田中 究	1	・懲戒処分の指針には、一般服務関係、性犯罪・性暴力、ハラスメント（教職員に対するパワーハラスメントおよび幼児・児童・生徒に対するパワーハラスメントに類する言動、いわゆるマタハラ）、体罰等、公金取扱関係、公務外非行関係、飲酒運転・交通事故関係、監督責任関係と分けられている。実施要項には継続的指導と一括りにされているが、本来的には、これらの各項目によって継続的指導内容は異なるはずであり、その内容について触れ、記述しておくべきではないか。	非違行為により指導内容はケースバイケースで異なることから、ご指摘の内容に関する対応は個別にプログラムするものと想定しております。
土屋 裕睦	1	１．懲戒処分を受けた教職員への継続的指導の目的は、体罰やハラスメントなど不適切な指導をしてしまった教職員が研修を通じてグッドコーチへと変わってもらうことを応援するものであるべきで、決して罰を与えるようなものであってはいけないと思われます。こういった学びのプロセスを継続研修を預かる校長や教頭にすべて任せるのは無理があると思われますので、研修のもとになるカリキュラムが必要だと思います。個々の事案に求められる個別性・多様性は保証しつつも、大まかなカリキュラムは県教委の方で策定しておく必要があると思います。	非違行為により指導内容はケースバイケースで異なることから、ご指摘の内容に関する対応は個別にプログラムするものと想定しております。なお、非違行為及び指導対象者の状況に対応した研修資料等はコンプライアンス研修「新たな研修プログラム」を活用することを想定しております。 また、ご意見を踏まえ、指導対象者が作成する報告書は月１回と修正とし、指導期間はそれぞれ定める期間の範囲内で実施してまいります。
土屋 裕睦	2	２．例えば、継続的指導について、その手続き開始にあたり、「ハラスメントを二度と起こさない」旨の誓約書の提出を求めているかがでしょうか。これは岩手の不来方高校で起こった事案に際し、再発防止策（被害者の名前を冠して通称TSUBASAモデルと呼ばれています）で用いられている仕組みです。懲戒処分を受けた教職員が、まずは「ハラスメントを二度と起こさない」という決意を持ってもらわないと、いくら継続研修を受けたとしても効果は見込めないように考えます。言い換えれば「ハラスメントを二度と起こさない」という決意のない方は継続研修を受けることはできず、その結果として職場復帰ができない、という考え方になると思います。	継続的指導の実施に当たっては、懲戒処分等を受けた教職員本人の反省態度等の情状面も総合考慮して、実施することを想定していることから、ご提案の誓約書の趣旨や内容を確認できると考えており、誓約書の提出を求めることは考えておりません。
土屋 裕睦	3	３．上記の誓約書は、いわば学びの主体は本人であることを前提にしたものであり、ここを出発点に継続的指導のカリキュラムを始めることが重要と思われます。例えば運動部活動における不適切な指導を行ってしまった教職員であれば、スポーツ庁受託事業として、スポーツ協会が作成したモデルコアカリキュラムが参考になると思われます（https://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid1160.html）。継続指導では、モデルコアカリキュラムに示されている、グッドコーチに求められる資質能力を高めるような研修を受ける機会を保障してあげることが重要であると思います。罰としての研修や、トップダウン式の訓示などではなく、主体的な学びの機会がとても重要になると思われます。なぜなら、不適切な指導を行ってしまった教職員において、まずは本人が主体的に学ぶ経験がないと生徒の主体性を大切にするグッドコーチにはなれないのではないかとと思われるからです。	継続的指導の実施に当たっては、懲戒処分等を受けた教職員本人が県教育委員会に提出した文書により、反省及び決意の状況をとらえた上で、実施することを想定していることから、ご提案の誓約書の趣旨や内容を確認できると考えており、誓約書の提出を求めることは考えておりません。
土屋 裕睦	4	４．継続研修を一定のカリキュラムに沿って行うのであれば、人事情報引継ぎ書（例）の中に、具体的な効果を示す指標の項目を入れてはいかがでしょうか。何らかの客観的な効果指標、例えば人権意識に関する心理調査結果や感情コントロールに関する心理検査の結果等があると、他校の校長や教頭が継続指導を引き継いだ後もより効果的な指導や見守りができるとされます。合わせて、現場への復帰の際により合理的・客観的な判断が可能になるとされます。	心理検査を入れることは考えておりませんが、事案によっては心理学の専門家からの所見等を記載したり、各種指導後に本人が作成する理解度チェックシートや感想文などを人事情報引継書に添付することによって所属長が変わっても客観的に判断できるように努めてまいります。
渡邊 徹	1	「５ 内容」では（他の自治体でみられるような）「研修等の実施」は予定されていないのでしょうか？	非違行為により指導内容はケースバイケースで異なることから、ご指摘の内容に関する対応は個別にプログラムするものと想定しております。なお、非違行為及び指導対象者の状況に対応した研修資料等はコンプライアンス研修「新たな研修プログラム」を活用することを想定しております。
渡邊 徹	2	「県教委の役割」が６記載の(1)(2)にとどまり、継続的指導の主体はあくまで、所属長、管理職となりますが、県教委の関与はこの程度でよいのか、さらに積極的に報告を求める等するのか、有効性との関係で検討を要するように入われます。	継続的指導を実施する際は、県教委として所属長との面談や電話でのやりとりによって、指導対象者の状況を確認するとともに改善に向けて指導することを想定しております。

再発防止策（案）に対する外部有識者意見への対応

資料⑤「岡山県学校部活動の在り方に関する方針」

有識者名		有識者からのご意見	県教育委員会の考え方
住友 剛	1	（１）これまでの岡山県教委の部活動運営に関する方針に、今回、新たに体罰・不適切な指導やハラスメントに関する内容を盛り込んだように見受けられます。このような修正を行うこと自体には、一定の理解を示したいと思います。	－
住友 剛	2	（２）ただ、これまでの部活動運営に関する方針は、県内の各公立高校でどの程度、参照されてきたのでしょうか？ また、この新しい部活動運営に関する方針の実施にあたって、県の学校体育連盟・学校文化連盟との協議はどの程度すすんでいるのでしょうか？ むしろ方針の内容よりも、この方針を実施する条件の整備のほうが気になります。	現在、学校部活動については本方針に基づいて体制を整備して実施しているところであり、外部有識者等からの意見を踏まえて改訂した本方針についても周知徹底してまいります。また、県の学校体育連盟・学校文化連盟と協議までは行いませんが、実施に当たってはそれぞれに対して趣旨を説明した上で連携してまいります。
住友 剛	3	（３）部活動の外部委託や外部指導者の導入などを今後、岡山県内ですすめていくのであれば…。その外部委託をした団体側や外部指導者に対しても、この方針の遵守を求めていく必要があります。その点について、県教委としてはどのような対応を行っていくのでしょうか？ この方針で部活動運営を求めつつ、外部委託や外部指導者の導入を積極的に行うのであれば、県教委・各公立学校と外部委託をした団体・指導者との関係についても検討を行い、方針に即した対応が求められるようなしくみを整備すべきです。	現在、県立学校に配置している部活動指導員については、採用後、担当課が実施する研修を必ず受講することとしております。 また、単独指導できない外部指導者に研修は義務付けてはいませんが、顧問の監督下において、本方針に基づいて指導することとしております。 今後、公立中学校の部活動が地域移行された場合、地域クラブの指導者研修は、知事部局の担当部局が行うこととなりますが、県教委としても、研修資料を提供するなど協力してまいります。
田中 究	1	・特に大きな意見はないが、教員の働き方改革で部活動時間に制約ができ、また生徒の活動にも一定の制約ができる中、外部指導者を導入が加速するだろう。他府県でも外部指導者による、各種ハラスメントが報告されているのであるから、外部指導者の指導の管理や監督についても触れておくべきではないか。	現在、県立学校に配置している部活動指導員については、採用後、担当課が実施する研修を必ず受講することとしております。 また、単独指導できない外部指導者に研修は義務付けてはいませんが、顧問の監督下において、本方針に基づいて指導することとしております。 今後、公立中学校の部活動が地域移行された場合、地域クラブの指導者研修は、知事部局の担当部局が行うこととなりますが、県教委としても、研修資料を提供するなど協力してまいります。
土屋 裕睦	1	１．今回の悲しい事案が学校部活動の中で起こっていることを考えると、もう少し踏み込んだ方針を掲げる必要があるように思います。その１つとして、学校部活動担当者の資格化を提案します。例えばこの事案を踏まえ、岡山県の学校部活動の指導に当たる担当者には、一定の資質能力が担保されるようになったという客観的事実や裏づけがあると、生徒や保護者に安心感を与えることにつながると思われます。そのため、学校部活動に当たる担当者にはハラスメント防止や生徒の主体性の尊重などについての研修制度を準備し、それに合格した者のみを認定し、担当者として学校部活動に当たるようにしては如何でしょうか。	部活動の指導に当たって、現在、部活動顧問に対して行っているハラスメント防止研修を必須にするとともに、部活動指導員については引き続き、「部活動指導員研修会」の受講を義務付け、ハンドブック等を用いるなど研修の質を高めてまいります。 これらのことから、指導者を認定する制度までは設けませんが、学校部活動指導者の資質能力の向上を様々な機会を捉えて図ってまいります。
土屋 裕睦	2	２．上記をより具体化・現実化するために、例えば、ハンドブックの内容をしっかりと理解していることの確認や生徒・保護者向け教育動画の視聴、理解度の確認をもって、部活動担当者として認定するという手続きを取るのが良いと思います。生徒や保護者、地域・関係団体などのステークホルダーに対して、安全・安心を客観的に明示する仕組みが必要であると思います。	部活動の指導に当たって、現在、部活動顧問に対して行っているハラスメント防止研修を必須にするとともに、部活動指導員については引き続き、「部活動指導員研修会」の受講を義務付け、ハンドブック等を用いるなど研修の質を高めてまいります。 これらのことから、指導者を認定する制度までは設けませんが、学校部活動指導者の資質能力の向上を様々な機会を捉えて図ってまいります。
土屋 裕睦	3	３．それに合わせて、認定者（校長でしょうか）により、部活動担当者には研修の機会も保証され、学び続ける、あるいは部活動担当者が困ったときに安心して相談できる機会が保証されることも大切だと思います。不適切な指導を受けた被害者の相談窓口はあっても、自分の指導が適切なのか迷う指導者が相談できる窓口がありません。部活動指導者が一堂に会して気軽に相談したり、学び合うような機会を作ることも重要と思われます。先進事例としては、例えば、三重県の「チームみえ・コーチアカデミーセンター事業」が参考になると思います。この事業は現在「チームみえトップ指導者養成事業」として引き継がれ、「ディレクターからの助言」の他「SNSを活用した受講生同士の情報交換」等の活動が活発になされています（ https://www.pref.mie.lg.jp/D1SPORTS/000184334_00001.htm ）。	部活動担当者を対象とした研修については、合理的な部活動実践やハラスメント防止に関する研修を毎年実施し、参加者同士が気軽に相談したり、学び合う機会を作っております。 また、部活動担当者が部活動指導においてメンタル不調を感じたとき等に利用可能な既存の教職員相談事業があることから、こうした相談窓口を周知してまいります。
土屋 裕睦	4	４．本方針の適用範囲は教職員のみならず、部活動指導を担当する方、すべてにする必要があると思います。すでに部活動指導員の制度が活用されて始めており、外部指導者だけでなく、様々な地域人材が「部活動指導員」として学校部活動を担う仕組みが法律改正（学校教育法施行規則第78条の2）により整えられています。また今後部活動が地域移行、地域連携になった際にも、様々な指導者が生徒に関わることになるため、先に提案した資格化（認定制度）は不適切指導の根絶に有効に機能すると思われます。	部活動の指導に当たって、部活動指導員については研修会の受講を義務付けております。 このことから、指導者を認定する制度までは設けませんが、部活動の指導に当たる者に対する研修について、ハンドブック等を用いるなど研修の質を高めることで学校部活動指導者の資質能力の向上を図ってまいります。 今後、公立中学校の部活動が地域移行された場合、地域クラブの指導者研修は、知事部局の担当部局が行うこととなりますが、県教委としても、研修資料を提供するなど協力してまいります。
土屋 裕睦	5	５．教員免許を取得するための教職科目でも、部活動指導に必要な知識や技術を学ぶ授業はありません。ではどうしてきたかという、これまで教職員は採用後、自己研鑽の一環で、いわば手探りで部活動指導を行ってきたのが現実です。教職員の努力で素晴らしい実践がなされてきている一方で、今回の事案のような不適切な指導で生徒が亡くなったり、あるいは知識不足による重大な事故なども起きているのが現状です。また相次ぐ性的虐待の問題も看過できません。このような現状を鑑み、今回の悲しい事案をきっかけに、岡山モデルとして全国に先駆けて、学校部活動担当者の資質能力の認定制度について、ぜひ一歩を踏み込んでいただければと希望します。	部活動の指導に当たって、現在、部活動顧問等に対して行っているハラスメント防止研修を必須にするとともに、部活動指導員については引き続き、「部活動指導員研修会」の受講を義務付け、ハンドブック等を用いるなど研修の質を高めてまいります。 これらのことから、指導者を認定する制度までは設けませんが、学校部活動指導者の資質能力の向上を様々な機会を捉えて図ってまいります。
渡邊 徹	1	前文にあるように、部活動の在り方は（地域への移行を中心に）現在大きく見直しが検討されているため、間断なき見直しを実施することが重要だと思われます。、その点も触れることが考えられます。	今後、学校部活動の地域移行による状況変化に合わせ「岡山県学校部活動の在り方に関する方針」についても改訂していく旨を記載いたします。（P 2）
渡邊 徹	2	「Ⅱ 学校部活動の地域連携や新たな地域クラブ活動への移行に向けた環境整備」が今後、非常に重要な課題になるところ、地域に対するハラスメント等の防止のための人権教育や適切な指導の在り方の周知徹底等を教育委員会の義務とすることが検討されるべきではないかと思われます。	今後、公立中学校の部活動が地域移行された場合、地域クラブの指導者に対する研修は、知事部局の担当部局が行うこととなりますが、県教委としても、研修資料を提供するなど協力してまいります。
渡邊 徹	3	部活動に関する外部苦情窓口の設置も、具体的な再発防止策としては重要ですので、記載を検討すべきだと考えます。	学校部活動に特化した窓口の新設や方針への記載までは考えておりませんが、生徒へは既存の相談窓口や県の事業として実施しているアプリを活用した匿名相談、「NO！スポハラ」などの相談窓口を周知してまいります。

再発防止策（案）に対する外部有識者意見への対応

資料⑥「教職員の体罰・不適切な指導・ハラスメント等による児童生徒の自殺防止対策基本方針」

有識者名		有識者からのご意見	県教育委員会の考え方
住友 剛	1	（１）ほかのところで書いたこととも重複しますが、そもそも岡山県教委の生徒指導・教育相談に関する施策のなかで、「自殺予防教育」そのものがどの程度、取り組まれていることなのでしょうか。公立高校のなかで毎年、どの学校でも必ず実施されていて、すでに定着していることであれば、この方針に「体罰・不適切指導・ハラスメント」に関する内容を盛り込んでいることに意味があります。でも、そうでなければ、そもそも「自殺予防教育」自体を公立高校各校で適切に実施できるように対応していくことが必要となります。その「自殺予防教育」自体の推進のための条件整備を、岡山県教委ではどこまで行っているのでしょうか？	現在、全ての県立学校において人権教育の年間指導計画を策定しており、令和５年度は県立学校全校で、自殺予防教育を実施しております。引き続き、次年度以降も研修等を通じて、各校における人権教育の年間指導計画等に位置付けられるよう徹底してまいります。
住友 剛	2	（２）もしも今後本格的に「自殺予防教育」をこの方針に即して推進するのであれば、他の内容と同様、「岡山県教員等育成指標・研修計画」の生徒指導・教育相談に関する項目に、この「自殺予防教育」の内容を位置付けて、採用前・新任者・中堅・ベテラン・管理職（さらには養護教諭など）の各層へ適切に研修機会を設けていく必要があります。その条件整備はできているのでしょうか。特にこの「自殺予防教育」や他の子どもの命にかかわる取り組み（学校安全・防災を含む）内容は、他の項目よりも優先的に教職員研修を実施する必要があると思うのですが…。	教員等のキャリアステージごとに求める資質能力と研修計画のうち、「生徒指導」と「喫緊の課題」で取り扱う内容であると考えており、今回の再発防止策を踏まえた研修となるよう内容の充実を図ってまいります。
住友 剛	3	（３）なお、この自殺防止対策基本方針には、「自殺予防教育」だけでなく発生時の学校・県教委の対応についても記述があります。ということは、いわゆる学校の危機対応に関する研修として、発生時の学校の教職員（管理職含む）及び県教委の職員の研修を行っていく必要があると考えます。こちらの研修の準備、条件整備はできているのでしょうか。それがなければ、この方針は実質的に機能しなくなるように思うのですが。	現在、各学校の管理職等に対して、学校の危機対応に関する研修を実施しており、この度の再発防止策を踏まえ、研修内容の充実を図るとともに、生徒指導担当者等の研修においても周知徹底を図ってまいります。また、教育委員会職員への研修については、岡山県教育委員会危機管理対策本部会議における議題として取り上げ、対応方針の共通理解を図るとともに、それぞれの担当課において具体的な対応の確認を徹底してまいります。
田中 究	1	・本資料⑥「児童生徒の自殺防止対策基本方針～教職員の体罰・不適切な指導・ハラスメント等による事案の根絶を目指す～」とあるが、赤字で独自に加筆した部分があると述べているが、内容・骨子は文科省文章、生徒指導提要からの引用である。それはそれで総論的ではあるが、間違いはない。しかし、「児童生徒の自殺」は様々な要因から生じるのであり、「教職員の体罰・不適切な指導・ハラスメント等」からのみ生じるものではない。その点で、P25～P31は浮いているようにみえて仕方がない。もしこの項目をいれるのであれば、児童生徒→児童生徒（むしろこちらの方が多いのであるから）（いじめ、部活内、クラス内など各種ハラスメント、必ずしも校内児童生徒間のみに留まらない）までを含むものでなければバランスが悪いのではないか。	本基本方針は児童生徒の自殺の原因がいかなる場合でも、自殺が起きた際には予断なく迅速に行動するための包括的な基本方針として策定することとしておりますが、今回の再発防止策は教職員から児童生徒への体罰・不適切な指導・ハラスメントの根絶を目指し、重点的に取り組むこととしていることから、資料①「体罰・不適切な指導・ハラスメント防止ハンドブック」から基本的な考え方の部分を抜粋しております。
田中 究	2	・P32～33にアンケート例があげられている。また、事前に操山高校の令和4年の学校生活についてのアンケートが添付されていた。率直に言って、このアンケートは「いじめ」に特化した、非常にお粗末と酷評せざるをえない。なぜならば、本アンケートは「学校生活についての」アンケートであり、そうであるならば生徒の心情や生活を探ねるべきものであり、生活時間、食事、睡眠、気分などの日常生活、信頼し頼れる人物や相談相手（仲間、友人、親、親戚、教員ほか）の存在、そして学級活動や部活動における心情が尋ねられ、その上で「いじめ」の問題が取り上げられるべきだろう。これに加えて体罰、不適切指導、ハラスメントに関する項目を追記するのであれば、それぞれの細かな記述を行って、その経験あるいは伝聞について尋ねるべきであろう。加えて、少なくとも操山高校のアンケートは「落ち着いた静かな雰囲気の中での実施」（おそらく校内で）し「担任に提出」と読めるが、高校生が素直に書くと思定できるだろうか。学校に直接関与しない第三者のみが知ることを保証するか、無記名にするなどの配慮をしないと本当のことは語られないだろう。	ご意見のような「いじめ」に限らない学校生活全般に関する細かな把握は重要であり、学校では生活アンケートをはじめ、心理検査や面談等の様々な手段で児童生徒の状況把握に努めております。これまで不適切な指導やハラスメントに関する調査の実施が不十分な部分もあったため、再発防止の観点から、今回重点的に項目を追加したところであります。また、生活アンケートの実施方法についてはご意見を踏まえ、P 3 6 「【資料 2】学校生活アンケートに係る実施マニュアル」に新たな項目「4 実施方法」として「記名の有無、封書やオンラインによる回答など、各校の実態に応じた実施方法とすること。」と追記するよう再発防止策を修正してまいります。
土屋 裕睦	1	1. 自殺防止策には、悩み相談のような待ちの姿勢だけではなく、未然に防ぐという攻めの姿勢が求められることもあります。スクールカウンセラーと連携するなどして、学校全体に啓発活動を行うこととあわせてメンタルヘルスやウェルビーイングについてのモニタリングが重要と思われます。P36にあるような健康観察シートを、例えば毎年健康診断時に実施するなど、スクリーニング的な意味合いで実施することも、「生徒を守る」という点では有効と思われます。	現在、国の補助金を活用し、1人1台端末を活用した「心の健康観察」を研究指定校9校で実施しており、令和7年度は指定校数を拡充し、引き続き研究する予算を要求しており、児童生徒のメンタルヘルス等について取組を進めてまいります。
土屋 裕睦	2	2. ただし、別途調査などを行うと負担も大きいと思いますので、例えば中学校であれば、全国学力調査時の「生徒質問調査」の中の学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等について結果を継続的に分析するなどして、モニタリングに活用することが有効と思われます。その結果をもとに、学校単位で、必要な啓発活動に積極的につなげることが何より重要であると考えます。	現在、国の補助金を活用し、1人1台端末を活用した「心の健康観察」を研究指定校9校で実施しており、令和7年度は指定校数を拡充し、引き続き研究する予算を要求しており、児童生徒のメンタルヘルス等について取組を進めてまいります。
土屋 裕睦	3	3. 高校においては、学習指導要領の改訂において、保健体育に「精神疾患の理解と予防」の単元が始まったことを踏まえ、メンタルヘルスについて啓発し、モニタリングを行うなど、授業と連動しつつ、一歩踏み込んだ予防策をとることも一案と思われます。	ご意見にありますように授業では、保健体育の「精神疾患と予防」の単元において、精神疾患への理解を深めるとともに適切な対処ができるようメンタルヘルスについても啓発してまいります。また、現在、国の補助金を活用し、1人1台端末を活用した「心の健康観察」を研究指定校9校で実施しており、令和7年度は指定校数を拡充し、引き続き研究する予算を要求しており、児童生徒のメンタルヘルス等について取組を進めてまいります。
土屋 裕睦	4	4. 資料2のアンケート中、問3の自由記述ですが、「いつ、どこで、だれが、だれから、どのようにして」について回答を求めています。もちろん記載できる範囲で、という意図であることは理解できますが、回答する生徒さんの負担を考慮し、選択肢にしたほうが良いのではないのでしょうか。いつであれば、「昨年以前、今年度、今学期、…」のように、どこでであれば、「授業中、部活中、HR中、…」など選択式にしてあげたほうが、回答しやすいと思います。それ以上の具体的な状況については、例えば個人名などをアンケートに記載させるのは負担が大きいので、心理的安全性が保障された、個別の聴き取りの場などで行うのが良いと思います。	P 3 6 「【資料 2】学校生活アンケートに係る実施マニュアル」【アンケート項目】については、ご意見のとおり回答する生徒の負担を考慮し、選択肢の中から回答を選択する形式も利用するよう修正してまいります。

再発防止策（案）に対する外部有識者意見への対応

資料⑥「教職員の体罰・不適切な指導・ハラスメント等による児童生徒の自殺防止対策基本方針」

有識者名		有識者からのご意見	県教育委員会の考え方
渡邊 徹	1	文科省令和5年7月10日「児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」の内容は反映されているという理解でしょうか。であれば「はじめに」のところ等でその旨言及しておいてもよいと思いました。	ご指摘の文科省通知の内容も参考としていることから、「はじめに」において、「これまでの国の手引きや通知等も踏まえ、」を追記するよう再発防止策を修正してまいります。
渡邊 徹	2	繰り返しになりますが、「Ⅰ 1 自殺予防教育の推進」の前提となる、人権教育の重要性について言及されるべきではないかと思われます。とりわけ「1 (3) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進」に関しても、その前提として子どもの意見表明権が教員、児童生徒ともに、適切に周知徹底されるべきであり、その点にも言及されるべきだと考えます。	「はじめに」 3段落目冒頭に「「こども基本法」では、「こども」は心身の発達の過程にある者とされ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約を踏まえ、全ての子どもについて、「個人として尊重され、その基本的人権が保障されること」、「自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会が確保されること」、「最善の利益が優先して考慮されること」等が示されており、生徒指導提要（R4.12改訂）にも同様の趣旨が示されています。」と追記し、ご遺族からの意見に対する修正と併せて、次の段落冒頭に「教職員の体罰・不適切な指導・ハラスメントは、こうした児童生徒の権利を侵害することとなる許されない行為」と記載するよう再発防止策を修正してまいります。
渡邊 徹	3	（2頁）居場所づくりに関して、保健室や相談室以外にも学校関係者以外による「校内居場所づくり」も盛んに実施されるようになっていきますので、検討対象にしてはどうかと思われます。	今後の検討課題といたします。
渡邊 徹	4	（4頁）生活アンケートについては、いじめの有無に特化した内容でなされていますが、自由記載欄に精神不安定を示唆する内容が記載されているものの、教員が問題を把握できずに見過ごしてしまうケースがあります。可能な複数人のチェックをすとか、チェックする教員の相談体制を積極的に周知するなどの措置が考えられます。	ご提案のとおりP 4「教育相談体制を見直すためのチェックポイント」②に「また、生活アンケートは必要に応じて複数人によるチェックを行っているか？」を追記するよう再発防止策を修正してまいります。
渡邊 徹	5	（8頁～）「自殺が起きてしまったときの対応」について基本的な記載はあるものの、個別事情によっては柔軟な対応を必要とする場合もあります。その場合、校長や市教委の独断で個別対応するのではなく、例えば、早期にスクールロイヤーに相談しながら対応することで、その的確性が担保できる場合もあるように考えます。	ご提案のとおりスクールロイヤー制度の活用については、P 9「2）対応方針の決定と全体の動き」2行目「県教委とも緊密に連携しながら」を「県教委とも緊密に連携し、必要に応じて岡山型スクールロイヤー制度も活用しながら」となるよう再発防止策を修正してまいります。
渡邊 徹	6	（16頁）常に第三者で構成される調査委員会が立ち上がることになっており、その点は素晴らしいと思われますが、他の自治体では予算措置が十分に講じられていないため、第三者による調査委員会の立ち上げができなかったり、遅くなったりする事象が散見されます。適切な予算措置とともに実効性が上がりますので留意してください。	予算措置できないことを理由として、第三者で構成される調査委員会が設置できなかったり、設置が遅れたりすることがないよう、適切な予算確保に努めてまいります。

再発防止策（案）に対する外部有識者意見への対応

再発防止策の検証 論点整理

有識者名		有識者からのご意見	県教育委員会の考え方
住友 剛	1	（１）体罰・不適切な指導やハラスメント防止に関する各種文書類の内容よりも、「それにもとづく教職員研修等の実施体制・条件整備」の方が、私としてはかなり気がかりです。このままでは「立派な文書類ができただけ」で「あまり周知されず、実際に活用もされない」という恐れがあります。県教委としては、この各種文書類に盛り込んだ方針の実施にあたって、具体的に指導主事・事務職員あるいは各校の管理職層などをどのように動かし、どのような予算をつけて、どのような推進体制を組んでいくのでしょうか？ そこがとても気になります。	再発防止策の実施に当たり、まずは県内全県立学校等を対象に、説明会等を開催し、趣旨等について直接徹底する場を設けることとしており、次年度以降も管理職や担当者への研修、自殺予防教育や生徒指導に関する研修等の場において周知し、徹底を図ってまいります。
住友 剛	2	（２）今回「生徒指導・教育相談に関する施策」や「教員等育成指標・研修計画」など、岡山県教委の他の施策をあえて意識していただくようなことを書きましたが…。この再発防止策を本格的に実施していくとなると、他の県教委の施策との調整が必要になってくることも次々に出てきます。その点は今後、県教委のどこの部署が、どのようなかたちで調整を行っていくのでしょうか？ この点も気になります。	再発防止策の実施に当たっては、それぞれの再発防止策の担当課において、各種の研修等を通じて行っていくこととしており、必要に応じて関係課が相互に調整を図ることで漏れのないように実施してまいります。
住友 剛	3	（３）さらに公立高校での「自殺予防教育」の実施や生徒・保護者の動画視聴の時間確保などを考えると、各校でのカリキュラム運営や年間行事計画の作成の時点から、さまざまな取り組みを行っていく必要があると考えます。この点に関連して、各校の取り組みについて県教委からどの程度働きかけを行っていくつもりなのか、とても気になるところです。	現在、県教委の指導主事が、５年間で全県立学校を訪問し校内研修を行っており、令和５年度からの５年間は、自殺予防をテーマとしております。また、各学校の自殺予防教育に係る計画等を確認し、外部講師の招聘に必要な経費等を措置しているところです。再発防止策の策定後は同内容も踏まえた校内研修が実施されるよう指導するとともに、再発防止策実施後の検証において、外部有識者からの評価も踏まえた働きかけを行ってまいります。
住友 剛	4	（４）最後に、この有識者からの意見聴取は、今回限りでおわりでしょうか？ 今後数年間にわたって体罰・不適切な指導やハラスメントの防止に県教委が務めるのであれば、やはり何らかの会議体をもうけて、定期的に有識者からの意見聴取や、これまでの取り組みの点検等を行っていく必要があると思います。また、教職員の養成・採用・研修を一体化してすすめるという観点からも、岡山県内の大学等で教員養成を担う人々の協力を得て、体罰・不適切な指導やハラスメント防止に関する理論的・実践的な研究を推進していく必要もあると考えます。	毎年、外部の有識者に県教委の取組について評価検証してもらう必要はあると考えており、その方法については今後検討してまいります。また、県内の教職課程を置く大学等との協力については、県内教員養成系大学と県教委との連携会議等の場において協議してまいります。
田中 究	1	・この議論の建て付けについて。この委員会における各委員の意見はどのように、誰が取りまとめ、どのように活用されるのか。	再発防止策の策定に当たって、公正・中立な立場の外部有識者からそれぞれの専門から意見を聴取することとしており、外部有識者から頂いた意見は県教育委員会において実効性や有効性の観点も踏まえて検討し、再発防止策に反映したいと考えております。
田中 究	2	・この会議は想定する再発防止策とは、県立学校に限定されるのか、さらに広範囲の学校教育への対応を想定しているのか。	県教育委員会は県立学校を所管していることから、原則、対象は県立学校となります。一方で再発防止策に関する取組は市町村教育委員会へも周知することで、市町村立学校での指導にも参考にしてもらいたいと考えております。
田中 究	3	・この会議の再発防止策は、部活における教員の指導の問題のみを取り扱うのか、広く学校における教員の不適切指導全般をも取り扱うのか。	再発防止策ごとに取り扱う対象は異なっております。例えば、資料①「体罰・不適切な指導・ハラスメント防止ハンドブック」は学校における不適切指導全般を取り扱うものですが、資料⑤「岡山県学校部活動の在り方に関する方針」では学校部活動における指導に特化した内容になっております。
田中 究	4	・この会議は、学校で生じうるさまざまなハラスメント行為を対象にしているのか。配布された資料には「いじめ」に関するアンケートが含まれている。教職員→児童生徒（不適切指導）、児童生徒→児童生徒（いじめ、部活内、クラス内など各種ハラスメント）、児童生徒→教職員（校内暴力とかつて言われた）、教職員→教職員までを含むのか。	今回の再発防止策は教職員から児童生徒への体罰・不適切な指導・ハラスメントの根絶を目指して策定し、重点的に取り組むこととしております。
田中 究	5	・最終的な防止策とは、学校教職員のみならず、児童生徒も含めて、人は傷つく存在である、傷ついている人がいるかもしれないと捉えるトラウマ・インフォームド・アプローチに関する学びを積み重ねていくことであると思われる。それはこの会議における非常に狭義の（教員による、あるいは、部活動内におけるといった限定のついた）再発防止策から拡がるものであろう。精神疾患についての教育、心の教育や、命の教育、性に関する教育、アンガーマネージメントなどなど、児童生徒と共に教職員が学ぶべきものの全体がみえないままで、非常に狭い部分だけを議論しているように見える。	今回の再発防止策は、岡山県立岡山操山高校生自殺事案に関する第三者調査委員会調査報告書の提言等を踏まえ、教職員から児童生徒への体罰・不適切な指導・ハラスメントの根絶を目指して策定し、重点的に取り組むこととしております。一方で、ご指摘いただいた考え方、学びの積み重ねは重要であることから、心の教育や命の教育などそれぞれの場面において、ご指摘の考え方を踏まえた教育となるよう働きかけてまいります。
田中 究	6	・これは故人、ご遺族に対して非常に失礼ではないか。教職員と児童生徒と共に学び、教育現場における命の尊さや人の傷つきやすさをトラウマ・インフォームド・アプローチなどを通して学び、それによって学校現場を変革していくことが求められるのではないか。	今回の再発防止策は、岡山県立岡山操山高校生自殺事案に関する第三者調査委員会調査報告書の提言等を踏まえ、教職員から児童生徒への体罰・不適切な指導・ハラスメントの根絶を目指して策定し、重点的に取り組むこととしております。一方で、ご指摘いただいた考え方、学びの積み重ねは重要であることから、心の教育や命の教育などそれぞれの場面において、ご指摘の考え方を踏まえた教育となるよう働きかけてまいります。

再発防止策（案）に対する外部有識者意見への対応

再発防止策の検証 論点整理

有識者名		有識者からのご意見	県教育委員会の考え方
土屋 裕睦	1	1. 再発防止策の記載にあたっては「誰が」という主語を明示する必要があると思います。例えば論点整理の冒頭に、「県立学校に対し、生徒に対する自殺予防教育の実施状況、教職員に対する体罰・不適切な指導・ハラスメント等の防止に関する研修の実施状況を調査する」とありますが、この主体は教育委員会のどのような部署の、どの担当様が責任主体になりますでしょうか。今後間違っても組織隠ぺいのようなことが疑われないように、それぞれ、誰の責任で実施するのかを明示しておく必要があると思います。そのことで、教育委員会と学校との相互の利益相反なども確認できるようになると思います。	各担当課がそれぞれの役割において、責任を持って主体的に再発防止に取り組むとともに、検証に係る調査結果に関しては、外部有識者に示し評価検証してもらうことで公正性を担保してまいります。
土屋 裕睦	2	2. 上記に関連し、現在オリンピックなどでは選手団に「ウェルフェア・オフィサー」という役職で、選手やスタッフの安全・安心を守る責任者を帯同させる動きがあります。上記記載の通り、学校運動部活動にかかわる安全・安心の責任はだれが、どういう形で負うのかを、担当部署を明記して示しておく必要がありますが、新しい取り組みには、例えばその担当様に「ウェルフェア・オフィサー」の例のように、新しい名前があっても良いのではないかと思います。今回の悲しい事案が風化してしまわないためにも、再発防止の決意を新しい役職に込めることは意味あることだと思います。	資料⑤「岡山県学校部活動の在り方に関する方針」P 4に記載しているように、学校部活動に関わる安全の責任は校長にあるため、新たな役職の設置や担当者の新設はいたしません。資料⑤「岡山県学校部活動の在り方に関する方針」に基づき、校長を中心に体制整備を行うとともに、県教育庁担当課においても各校の部活動の方針を確認してまいります。
土屋 裕睦	3	3. 上記2の再発防止策の責任者と、検証・評価を行う者（あるいは会議体）は別組織であることが望ましいと思います。とかく熱意をもって取り組むと自画自賛になりやすいので、検証・評価を行う者（あるいは会議体）は外部有識者のような、教育委員会とは独立した立場の者が検証・評価を行うことが望ましいと考えられます。この点については、評価検証の流れにおいて、現状は教委と外部有識者のそれぞれが「評価」することになっており、役割が不明確あるいは評価が分かれた場合の対応が難しいと感じました。「県教委による自己評価を行う」とありますが、こちらは「自己点検・評価を行う」として点検項目を予め設定し、それについての達成度などを客観的事実に基づき具体的に記述するのが良いのではないかと思います。そのうえで、その点検評価項目の記述や客観的データに基づき、外部有識者（あるいは会議体）が再発防止策の効果や課題について「評価・検証」といった流れにすれば、それぞれの役割が明確になり、特に県教委による自己点検・評価の自己盲点にも気づける機会になると期待できます。	ご意見のとおり、県教育委員会において点検項目を設定し、達成度などを点検した上で、教育委員会とは独立した立場である外部有識者による「評価・検証」を行うという枠組みを検討してまいります。
土屋 裕睦	4	4. ①学校に対する取組実施状況調査および②部活動の方針について、研修実施状況の調査の前に、そもそもその研修が今回作成したハンドブックその他と整合する内容であるのかどうかの確認が重要と思われます。おそらく今回の事案の加害当該教職員も教員としてそういった様々な教員研修を受けて来たはずであると思われます。しかし結果的に十分な効果が得られていなかったのではないかとという反省の上に、今後はどのような研修が必要なのかについて、より具体的な方針を作成する必要があると思います。例えば、運動部活動であれば、従来は（学術根拠を持たない）自称専門家や指導実績を上げている（だけの）コーチ、実務経験のない大学教授などを講師にあてて研修を行ったりしている例がありましたが、果たしてこれらが本件で求められる研修なのかを検討する必要があると思います。現在であれば、10年前の暴力根絶宣言を機に改訂された、前述のモデルコアカリキュラムに沿った研修内容であるかとか、講師はJSP0が認定しているコーチデベロッパー資格を持っているものを選定するなど、客観的な基準を設け、それを公表して説明責任を図ることが必要だと思います。	研修については、今回の再発防止策を踏まえて計画、実施されるよう徹底していくとともに、その中で研修を実施する際はご指摘のように研修会の目的に沿って、取得している資格や社会的な立場を勘案し、適切な講師選定に努めてまいります。
土屋 裕睦	5	5. ③教職員に対する意識調査ならびに、④生活アンケート、⑤教育動画視聴後アンケートについては、PDCAサイクルを回すことが重要と思われます。自作のアンケートの場合、KPIを設けることが難しいと思いますが、できるだけ客観性、汎用性のある項目を用いることで、最初に目標を設定し、そのために必要な施策を実行し、全般的な傾向をチェックする必要があると思います。そしてそれらを自己点検・評価に具体的、客観的な事実として記載することが重要と思います。	ご意見を踏まえて、できる限り客観性・汎用性のあるアンケート項目となるように検討してまいります。
土屋 裕睦	6	6. 自己点検・評価は、管理職の責任・主導で進められることが一般的かと思われますが、役職上の一部の教職員だけのものにとせず、全教職員の学びの機会にすることが大切だと思います。例えば、上記の数量的な検討により全般的な傾向を理解すると同時に、あわせて、ヒヤリハットを含め、対応が難しかった、うまくいかなかった個別の事例を検討するような場を設け、自己点検・評価にも書き込むことで、これが単なる反省会に終わらず、教職員が学び続ける場になるようにしていく必要があると思います。木を見て森を見ず、という言葉がありますが、「木を診て、森も観る」、すなわち生徒一人ひとりの個性把握・個別理解に基づく指導法の探求と、学校全体の安全・安心の全般傾向を俯瞰するような点検評価のシステムを、教職員あげて構築することが大切だと思います。	各学校において、「自己点検・評価」の結果を校内の研修等の中で検討するよう県教委から働きかけるとともに、県教委においてもアンケート等の結果が好ましい学校の事例を各校へフィードバックすること等を検討してまいります。
渡邊 徹	1	自殺予防教育との関係で、学校調査に関する「人権教育推進状況報告書」がありますが、ここでいう人権教育に、「子どもの人権」について言及されているか確認を要すると考えます。	「人権教育推進状況報告書」については、「報告書」という名称ではありますが、内容は各学校や市町村の取組状況についての統計資料であるため、「子どもの人権」について言及する類の資料ではございません。
渡邊 徹	2	部活動の方針の確認が「年1回」となっていますが、PDCAの観点からは半年に一度、検証を実施する機会があるべきではないかと思われます。	現在、年度初めに提出される各校の部活動の方針を確認し、半年後を目途にその実施状況について確認する機会を設けております。